

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	特定保健指導に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、特定保健指導に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

弘前市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定保健指導に関する事務
②事務の概要	国保特定健康診査の受診者のうち特定保健指導の対象になった者(40～74歳の国保加入者)に保健指導を実施する。 特定保健指導事業に関する事務では、特定個人情報を次の業務で使用する。 (1) 特定保健指導実施状況の記録 (2) 指導実施結果のシステム(マルチマーカー)入力による対象者管理 (3) 青森県国保連合会へ、データ管理システムを通じた報告
③システムの名称	特定健診等データ管理システム、マルチマーカー(独立端末による対象者管理システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
保健師業務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項(利用範囲)及び別表44の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前市役所 健康こども部 国保年金課 国保健康事業係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-35-1116 FAX 0172-39-6199
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策		
1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定保健指導の実施結果はインターネットに接続できない端末を使用し人為的ミスによる情報漏えいの対策を図っているほか、青森県国民健康保険連合会へデータ管理システムを通じた報告を行う際、事務従事者限定のID・パスワードを発行して報告作業を行っている。また、作業内容については複数人で確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	保健指導の性質上、従事者の知識不足・認識誤りがリスクにつながるため、人事異動等で担当者が変更になった際も、ルールを徹底させることや業務プロセスを理解してもらうことに注力している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I－1③システムの名称	健康管理システム	特定健診等データ管理システム、マルチマーカー（独立端末による対象者管理システム）	事後	
令和1年6月26日	I－5①部署	健康福祉部 健康づくり推進課	健康こども部 国保年金課	事後	
令和1年6月26日	I－5②所属長の役職名	健康づくり推進課長 一戸 ひとみ	国保年金課長	事後	
令和1年6月26日	I－7 請求先	弘前市役所 経営戦略部 法務契約課 文書・法規担当 TEL 0172-35-1137	企画部 法務文書課 法務文書係 TEL 0172-40-0205	事後	
令和1年6月26日	I－8 連絡先	健康福祉部 健康づくり推進課 成人保健・がん対策担当 〒036-8711 弘前市大字野田二丁目7番地1 TEL 0172-37-3750 FAX 0172-37-7749	健康こども部 国保年金課 国保健康事業係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-35-1116 FAX 0172-39-6199	事後	
令和1年6月26日	II－1 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人未満	事後	
令和1年6月26日	II－1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II－2 取扱者数	500人未満	500人以上	事後	
令和1年6月26日	II－2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II－1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II－2 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
令和2年4月1日	II－2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	IV-4.特定個人情報ファイルと 取り扱いの委託	委託なし	委託あり:特に力を入れている	事後	青森県国民健康保険団体連 合会でのデータ管理
令和3年3月11日	II－1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年3月11日	II－2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年12月20日	II－1 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和3年12月20日	II－2 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和5年2月17日	II－1 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年2月17日	II－2 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和6年3月11日	I－3 法令上の根拠	番号法	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律	事後	
令和6年3月11日	II－1 いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年3月11日	II－2 いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年11月1日	I－3 法令上の根拠	別表第一の76の項	別表の44の項	事後	
令和6年11月1日	II－1 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月1日	II－2 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	